



目 次

規 則	ページ
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
告 示	
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 ( " )	1
高知県公営企業局告示	
◎高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	4
○警備員等に係る検定の実施	5
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定) の一部改正 (5・23揭示)	7
正 誤	
◎正誤 (平31・3・29付け 教育委員会規則)	8

規 則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。  
令和元年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第6号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成31年高知県条例第20号) 附則第1項の規定に

基づき、同条例の施行の日は、令和元年7月23日とする。

告 示

高知県告示第129号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修 (以下「研修」という。) 及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習 (以下「講習」という。) の指定を令和元年5月28日付けで次のとおり行った。

令和元年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 研修及び講習の主催者  
東京都港区新橋六丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称  
令和2年2月2日 (日)  
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 第2型研修及び講習の受付期間  
令和元年12月9日 (月) から令和2年1月14日 (火) まで
- 研修及び講習の科目  
衛生法規及び公衆衛生  
洗濯物の受取、保管及び引渡し  
洗濯物の処理  
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料  
研修受講料 5,000円  
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先  
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階  
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第130号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年6月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	--------------	------------

幡多郡三原村狼内字ヒヤ谷13番1地先から	前	7.4 }	320
		45.1	
幡多郡三原村上長谷字梅ノ木ゾリ2172番地先まで	後	9.4 }	320
		40.9	

高知県告示第131号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年6月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲殿弘岡上
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町森山字土居1911番1地先から	前	3.2 }	349
		8.9	
高知市春野町森山字土居1923番6地先から	A	3.5 }	255
		6.3	
高知市春野町森山字土居1911番1地先から	後	10.0 }	321
		54.9	

高知県告示第132号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年6月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村狼内字ヒヤ谷 13番1地先から 幡多郡三原村上長谷字梅ノ 木ゾリ2172番地先まで	320	令和元年6月11日

-----  
公 営 企 業 局 告 示  
-----

**高知県公営企業局告示第2号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和元年6月11日

高知県公営企業局長 北村 強

所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	株式会社ニチイ学館	平成31年4月1日 から令和5年3月 31日まで

-----  
教 育 委 員 会 規 則  
-----

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第1号****高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「トレーニング室」を「トレーニング室又は屋

外体育施設の陸上競技場（共用の場合に限る。）」に改める。

第5条中「トレーニング室利用券」を「高知県立青少年センタートレーニング室・陸上競技場利用券」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。



**第3号様式** (第5条関係)

(その1)

と じ し ろ	年 月 日	年 月 日
	No. _____	No. _____
	高知県立青少年センタートレーニング室・陸上競技場利用券	高知県立青少年センタートレーニング室・陸上競技場利用券
	高校生以下の者・その他の青少年 ・青少年以外の者	高校生以下の者・その他の青少年 ・青少年以外の者
	使用料の額 円	使用料の額 円

- 備考 1 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。  
2 この半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。  
3 点線は、切り取り線とする。

(その2)

(番号)	(日付)
高知県立青少年センタートレーニング室 ・陸上競技場利用券	
(区分)	
(時刻)	使用料の額 (金額)

- 備考 1 この様式は、機械で発行する場合に使用する。  
2 (番号)には、会計年度ごとの通し番号を印字する。  
3 (日付)には利用券の発行年月日を、(時刻)には発行時刻を印字する。  
4 (区分)には、トレーニング室の利用にあつては「高校生以下の者」、「その他の青少年」又は「青少年以外の者」を、陸上競技場の利用にあつては「青少年以外の者」を、(金額)には当該区分に対応する使用料の額を印字する。  
5 この利用券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

**附 則**

この規則は、令和元年7月23日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 告 示**  
-----**高知県公安委員会告示第4号**

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和元年6月11日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)
- (2) 種別  
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
- (3) 実施期日  
ア 新規取得講習  
令和元年9月3日(火)から同月11日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間  
イ 追加取得講習  
令和元年9月9日(月)から同月11日までの3日間
- (4) 実施場所  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員  
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
- (1) 新規取得講習 25人  
(2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者  
(1) 新規取得講習  
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。  
ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

<p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 令和元年8月5日（月）及び6日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p>	<p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和元年8月7日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和元年8月13日（火）から同月15日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。</p>	<p>なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備担当係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第5号</b> 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和元年6月11日 高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 令和元年9月25日（水）午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p>
--	--	---

<p>エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>6 検定の申請手続</p> <p>検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間</p> <p>令和元年8月5日(月)から同月9日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法</p> <p>検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)</p> <p>ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法</p> <p>受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付</p> <p>受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p>	<p>(1) 受検時の服装</p> <p>警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装(ジャージ及びTシャツは、不可)とすること。</p> <p>(2) 持参品</p> <p>ア 受検票</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽</p> <p>エ 雨着(雨天時に使用する。)</p> <p>オ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)</p> <p>9 その他</p> <p>この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先</p> <p>高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係担当係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第6号</b></p> <p>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。</p> <p>令和元年6月11日</p> <p>高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 審査の区分</p> <p>検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査</p> <p>(2) 審査の実施日及び開始時間</p> <p>令和元年8月23日(金)午前9時30分</p> <p>(3) 審査の実施場所</p> <p>高知市丸ノ内二丁目4番30号</p> <p>高知県警察本部</p> <p>2 審査の実施予定人員</p> <p>10人</p> <p>3 審査の対象者</p> <p>検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有</p>	<p>するものとする。</p> <p>4 審査の方法</p> <p>1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関する事。</p> <p>ウ 警備業務の実施に関する事。</p> <p>エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>5 審査の申請手続</p> <p>審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。</p> <p>(1) 審査の申請の受付期間</p> <p>令和元年7月29日(月)から同年8月2日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 審査申請書等の提出先</p> <p>ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 現に警備員である者で、高知県内に住所を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚</p> <p>エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通</p> <p>(4) 審査申請書等の提出方法</p> <p>審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。</p>
---	--	---

- なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- 6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法  
審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。
- なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。
- 7 審査の実施に関し必要な事項  
審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。
- 8 審査の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

## 高知県選挙管理委員会告示第1号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月23日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

## 1 病院の表中

「

日本赤十字社高知赤十字病院	高知市新本町二丁目13番51号
---------------	-----------------

」

を削り、

「

特定医療法人防治会きんろう病院	高知市薊野北町三丁目2番28号
-----------------	-----------------

」

を

「

特定医療法人防治会きんろう病院	高知市薊野北町三丁目2番28号
日本赤十字社高知赤十字病院	高知市秦南町一丁目4番63-11号

」

に改める。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平31・3・29	号外10	◎教育委員会規則	3	右	別表第1の2	別表第1の2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
					<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">免許法附則第5項の表第2号該当</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>1科目以上</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">免許法附則第5項の表第3号該当</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>1科目以上</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">免許法別表第5</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>10</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">二種免許法別表第3</td> <td>6</td> <td>45</td> <td>10</td> <td rowspan="10">免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>6</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>40</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>6</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>25</td> <td>6</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1科目以上</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">29年改正法附則第11項該当</td> <td>3</td> <td>15</td> <td rowspan="2">10</td> <td rowspan="2">免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目について各1以上</td> <td colspan="5" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">免許法別表第5</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目について各2以上</td> <td>10</td> <td>4</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>15</td> <td>8</td> <td></td> <td>7</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>免許法施行規則</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	免許法附則第5項の表第2号該当	3	10	4	1科目以上	6	2	2	1											免許法附則第5項の表第3号該当	10	10	4	1科目以上	6	2	2	1											免許法別表第5	3	15	8	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7	2	3	2		4	10	5		5	1	2	1		二種免許法別表第3	6	45	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	21	6	9	6	4	7	40	9	19	5	8	5	8	35	8	17	7			3	9	30	7	15	6		4		10	25	6	13	4	5		2	11	20	5	11	3		3		12	15	4	9	2	4	2		13	10	3	1科目以上	6	1	2	1	1	29年改正法附則第11項該当	3	15	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目について各1以上						4	10	免許法別表第5	6	20	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目について各2以上	10	4		2	2	7	15	8		7	3				8	10	5	免許法施行規則	5	2	1	1		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">免許法別表第5</td> <td>6</td> <td>60</td> <td>13</td> <td rowspan="3">免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1</td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>20</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">免許法別表第5</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1科目以上</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">同上(修業年限2年)</td> <td>6</td> <td>60</td> <td>13</td> <td rowspan="3">免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目について各1以上</td> <td>16</td> <td></td> <td>7</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>55</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>6</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>40</td> <td>10</td> <td>免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>35</td> <td>8</td> <td></td> <td>9</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>25</td> <td>6</td> <td>免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1</td> <td>7</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>4</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1科目以上</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">免許法別表第5</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>免許法施行規則第5条の表備考第1号の当該実業教科の科目について各1以上(科目数が単位数より多い場合は選択)</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許法別表第5</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>表イ該</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	免許法別表第5	6	60	13	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7		3	2	6	9	20		2					10	15	4	5	2	1	5	免許法別表第5	11	10	3	1科目以上	4		1		3	同上(修業年限2年)	6	60	13	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目について各1以上	16		7	4	11	7	55	12	5	6		10	8	50				3		9	45							8	10	40	10	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	12	4	5			11	35	8		9	3	4		7	12	30								13	25	6	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7		3	2	6	14	20			2					15	15	4		5		2	1	5	16	10	3	1科目以上	4	2			3	免許法別表第5	3	10	5	免許法施行規則第5条の表備考第1号の当該実業教科の科目について各1以上(科目数が単位数より多い場合は選択)	5	2	2	1		6	10								免許法別表第5	3			表イ該	3				
免許法附則第5項の表第2号該当	3	10	4	1科目以上	6		2	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
免許法附則第5項の表第3号該当	10	10	4	1科目以上	6	2	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
免許法別表第5	3	15	8	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7	2	3	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	4	10	5		5	1	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
二種免許法別表第3	6	45	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	21	6	9	6	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	7	40	9		19	5	8	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	8	35	8		17	7			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	9	30	7		15	6		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	10	25	6		13	4	5		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	11	20	5		11	3		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	12	15	4		9	2	4	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	13	10	3		1科目以上	6	1	2	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	29年改正法附則第11項該当	3	15		10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目について各1以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		4	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
免許法別表第5	6	20	10	免許法施行規則第4条の表備考第1号の科目について各2以上	10	4		2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	7	15	8		7	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	8	10	5	免許法施行規則	5	2	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
免許法別表第5	6	60	13	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7		3	2	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	9	20			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	10	15	4		5	2	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
免許法別表第5	11	10	3	1科目以上	4		1		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	同上(修業年限2年)	6	60	13	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目について各1以上	16		7	4	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		7	55	12		5	6		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		8	50					3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	9	45							8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	10	40	10	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち2/3以上の科目各1	12	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	11	35	8		9	3	4		7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	12	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	13	25	6	免許法施行規則第5条の表備考第1号の科目のうち1/2以上の科目各1	7		3	2	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	14	20			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	15	15	4		5		2	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	16	10	3	1科目以上	4	2			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	免許法別表第5	3	10	5	免許法施行規則第5条の表備考第1号の当該実業教科の科目について各1以上(科目数が単位数より多い場合は選択)	5	2	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		6	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	免許法別表第5	3			表イ該	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			